

平成 23 年度
第 3 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

(資料集 : P 1 ~ P 1 0)

平成 23 年 10 月 7 日 (金) 10:30 ~ 12:30

市役所 東館 8 階 801・802 会議室

平成 23 年度 第 3 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会
(目次)

1 . 第 2 回格差是正・こども支援部会の報告について (P 1 ~ P 1 0)

- (1) 認可外保育施設への支援について
- (2) 子ども・子育て環境について
- (3) 幼保小の連携、研修制度について
- (4) 特別支援教育について

2 . 西宮市幼児期の教育・保育に関するアンケート調査について (別冊 : 当日)

その他 (別紙)

会議次第

座席表

資料 市内南部地域の「公園」「あき地」の例

1 . 認可外保育施設への支援について

第 1 回の作業部会では、認可外保育施設に対する支援策として考えられることや支援のあり方等について、幅広い意見をいただきました。

議論では、西宮の子どもたちに対し、一定水準の保育の質を確保するための支援はありうるのではないかという意見のほか、施設の運営費等に対する助成も必要なのではないか、という意見もありました。

現在、公的な保育サービスについては認可保育所により行うことを基本に、様々なルールや基準のもとで公費による助成がなされております。

一方、認可外保育施設は、認可保育所に適用されるルールや基準にとらわれることなく、利用者の多様なニーズや園の運営方針にもとづき運営されているという面もあります。このような状況において、認可外保育施設に対して認可保育所と同等の支援を行うことは、現行制度上困難がありますが、今後、支援のあり方について研究が必要であると考えます。

意見要約

- ・認可外に通う子どもや保護者に対する格差を是正していくような方向を、是非見出してほしい。
- ・認可保育所以外に通う子どもの置かれている状況を把握することが、西宮の子どもたちの環境を良くする方向を考えていくことにつながるのではないか。
- ・事業所内保育施設とプリスクール等を除くと、市内に認可外保育施設は 36 施設あるが、その中で補助を受けたい施設がどれくらいあるのか調査する必要がある。また、認可要件を満たしていながらも、認可を受けていない施設があれば、そういった施設の話を知る必要もあるのではないか。

部会での整理

まずは一定水準の保育の質を確保するための支援を中心に考え、施設運営費等への補助についても、他市の状況や適正配置部会での議論も勘案しながら、事務局で整理・検討し、あらためて報告する。また、市内の認可外保育施設への調査等についても、今後検討する。

(2) 子ども・子育て環境について

2. 子ども・子育て環境について

第1回作業部会で話し合われたこと

- ・放課後や休日の遊び場・居場所として、生きる力の育成につながる、子どもをとりまく環境のあり方についての検討
- ・市内の公園・あき地についての資料作成

(1) 遊び場について

ねらい：野外の自然環境に働きかけることが可能な空間において、自然とのかかわりをとおして主体的に遊んだり、友だちと協調したり、感動したりする経験を育む(環境、健康、人間関係)

場 所：別紙資料(市内南部地域の「公園」「あき地」の例)

運 営：ボランティアによる運営(地域・NPO)、自己責任で遊ぶルール

参考事例 (各ホームページの取り組みの紹介から抜粋)

キッズパーク

みやっこキッズパークは、“自己責任で自由に遊ぶ”を原則に、子どもたちが思い切り五感を活かし、自由に遊びながら社会性・活動性・創造性を培い、仲間作りができる広場です。

開園日は、火曜日～日曜日の午前10時～午後5時まで、月曜日と年末・年始は休園。

禁止事項はないの？ 禁止事項はないんだけど、守ってほしいことが少しあります。

1. 犬などの散歩・ペット同伴で入園しません。(介助犬はOKです)
2. 自分でケガをしたときは人の責任にしません。
3. 自転車の乗り入れはできません。(ベビーバギーや車椅子はOKなんだよ)
4. その他危険なおもちゃや道具は持ち込みません。

プレーパーク

私たちが大切にしていること...公園などの子どもの遊び場には、いままくさんの規制があります。その規制があることで、子どもたちの『やりたい!』は『やれない!』になっています。子どもたちの『やりたい!』気持ちを出来るだけ尊重できる遊び場を目指しています。

プレーパークは子どもが自分自身でのびのび遊ぶことを見守る遊び場です。大人が禁止したくなるような様々な規制を出来るだけ解除し、本来の自由な遊びの中にある「あぶない・きたない・うるさい」を大人が見守ることで、子どもたちはイキイキと遊んでいます。

EWC活動

子どもたちが自主的、継続的、そして総合的に環境活動に関わることのできる「しくみ」を、家庭・地域・学校という全生活領域を通して確立しようと、平成10年度より「こども環境活動支援ネットワークシステム」という新システムを導入し、全市的に展開しています。

このシステムの特徴は、市内の小学生29,000人を対象にしている事、学校や地域団体、行政、事業所など大人たちの支援ネットワークを作っている事です。

活動のしくみは、子どもたちが、環境学習や活動に参加すれば「エコカード」に「エコスタンプ」を押してもらえ、一定数のスタンプが集まれば「アースレンジャー認定証」がEWC事務局より交付されるというものです。

子どもたちの活動を支援し、エコスタンプを押す役目(サポーター)になるのは、学校の先生や地域団体のリーダー、文具店や量販店の方、環境関連の行政機関の担当者、児童館・公民館・植物園の職員などです。サポーター(登録数約 1,900)には、活動認証用の「エコスタンプ」と「サポーターの手引き」を配布し、店頭などに貼ってもらっています。

・アースレンジャー、自然体験プログラム、環境パネル展 など

東山台まちづくり推進協議会

里山管理スタッフの養成〔取組地区〕西宮市東山台地区

里山管理に必要な知識、実習を網羅したリーダー養成プログラムを作成します。

実習のなかで、受講者同士のコミュニケーションが図られるよう、グループ分けに配慮し、雰囲気づくりに努めます。

リーダー養成講座と合わせて、交流会・懇親会を実施して交流を深め、地域コミュニティ全般のスタッフへと結びつけます。

不用な樹木の伐採や下草刈り、植物調査等のための里山管理スタッフを発掘、養成するための導入プログラムを地域で策定しました。

意見要約

- ・子どもの環境プラス保護者の意識をどのように変えていくかもセットで考えていかないと、環境をつくるだけではうまくいかないのではないか。
- ・公の力を借りなければならない場合もあるが、実際に上手く回っている事例を見ると、地域の力やNPO等が活用されている場合が多い。
- ・子どもが小さな失敗をたくさんできて、大きな失敗をしないような環境を作っていくべき。わざわざ車に乗って大自然の中に入るのは違うと思う。各ブロックの近くにあれば理想的だと思う。

部会での整理

子どもの側に立って考えることの大切さを忘れずに、子ども中心の視点で考えていく。教育の5領域のうち、今回は「環境」をテーマとしたが、例えば、「健康」や「人間関係」なども含めて、今後議論できるかどうか検討する。

(3) 幼保小の連携、研修制度について

3. 幼保小の連携、研修制度について

第 1 回作業部会で話し合われたこと

- ・本市においては、子どもの交流、教職員の交流、連絡体制等、先進的な取り組みにより、一定の成果を得るに至っている。
- ・残された課題は、教育課程編成・指導方法の工夫である。学びの連続性を保障する一貫性のある保育計画（就学前側）・指導計画（小学校側）の整備に向けての、工程作りが必要。

(1) カリキュラムの作成に向けて

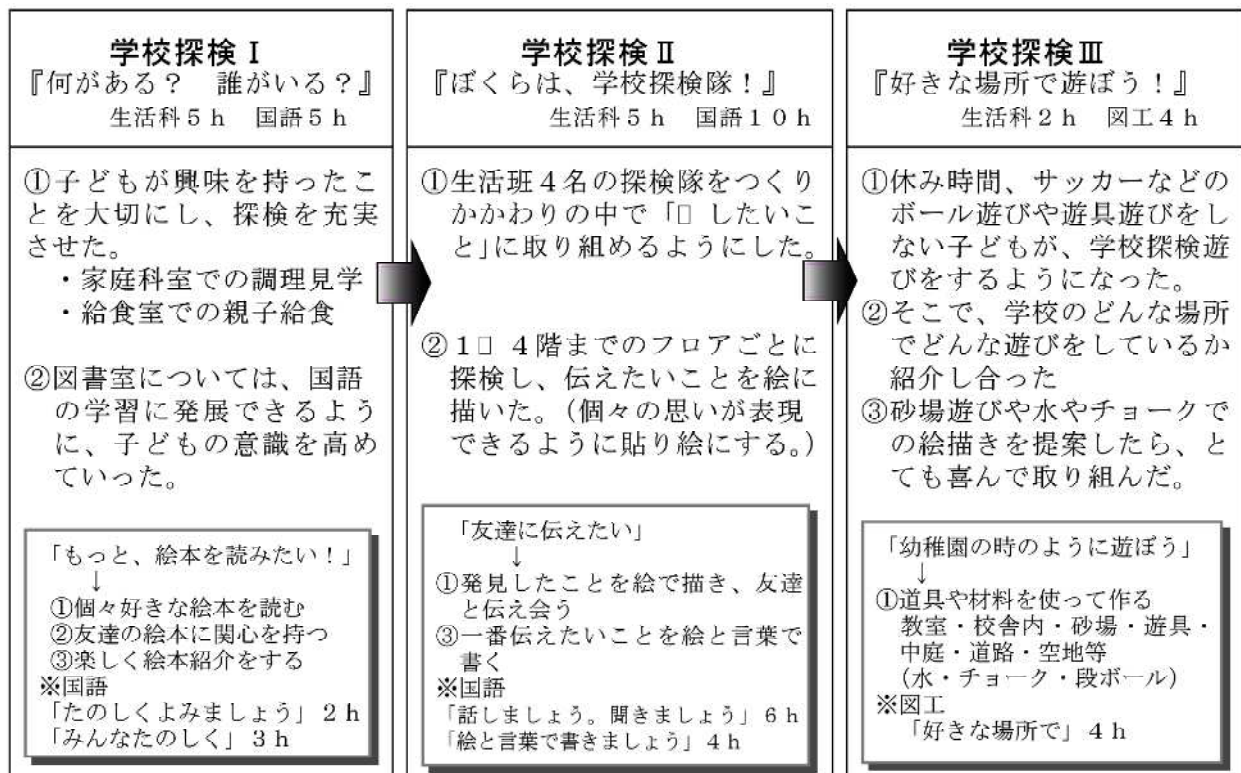
スタートカリキュラムとは

いわゆるスタートカリキュラムとは、児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるようなカリキュラムを構成することです。例えば、小学校第 1 学年において、教科を横断した大単元から各教科の単元へと分化していく教育課程を編成することが考えられます。具体的には、生活科において学校を探検する学習活動を行い、そこで発見した事柄について、伝えたいという児童の意欲を生かして、国語科、音楽科、図画工作科においてそれぞれのねらいを踏まえた表現活動を行うなど、合科的に扱うことが考えられます。（文部科学省 Q & A より）

参考：山形県の取り組み

幼児教育等をつなぐ 4 つの工夫

- 幼児教育等をつなぐ「教育観」を持って指導にあたる。
- 幼児教育等とのつながりに留意した「環境構成」の工夫を行う。
- 幼児教育等とのつながりに留意した「カリキュラム」による授業を行う。
- 幼児教育等とのつながりに留意した「一日の生活」で学習や生活を行う。



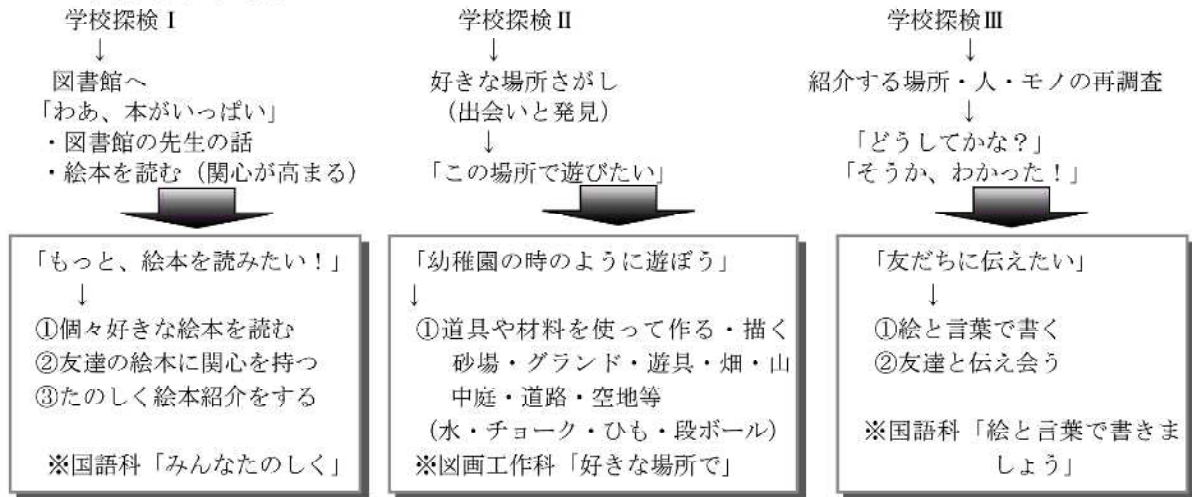
生活科を核にした合科的な学習「友だち大好き！学校大好き！」

生活科 13 時間 国語科 1 1 時間 図画工作科 8 時間

1. 幼児教育をつなぐ力

- ①遊ぶ力 目的を持って、一定の空間と時間で友と工夫しながら楽しく遊ぶ。
- ②自主性 自分が「〇したい」と思うことを、友とのかかわりの中で取り組むことができる。
- ③思いやり トラブルが起きたら話し合う、ひとりぼっちの友達がいたら仲間に入れる等、相手意識から仲間意識を持つことができる。

2. 単元のデザイン



<本市における連携カリキュラムについて>

- ・1年生にかかわる小学校、就学前にかかわる公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育所、民間保育所、児童福祉施設等の者が、策定、実施、改定の検討において、その構成員となり参加する。
- ・カリキュラムに表しきれない部分についても、継続的に職員間の交流を進め、学びの連続性を保障することに取り組む。

(2) 研修を合同で行うことをめざして

- ・各機関が、開催企画を立案するときに、自組織以外の参加の可能性について検討。
- ・自組織以外の参加を可とするときは、対象組織に連絡し、案内。
- ・費用負担や資料代等については、適宜協議。

意見要約

- ・スタートカリキュラムの前提となるのが、子どもや教職員同士の交流であるが、学年の相性や個人の組み合わせなども考えると面白いのではないかと。
- ・幼保小それぞれに連携担当を置いたうえで、担当が替わっても交流活動が変わらないよう、カリキュラム化などを考える必要がある。

部会での整理

研修制度については、子育て総合センターを中心に、参加対象を拡げる努力を続けていくことが求められる。また、連携については、スタートカリキュラムが充実するよう、幼保小が努力し合うことが肝要である。

(4) 特別支援教育について

4. 特別支援教育について

(1) 平成 22 年度に整理した課題について < 特別支援教育ワーキンググループ資料(H22)参照 >

相談体制・施設の選択について

入園・入所決定など受入体制について

職員体制や加配職員の配置、専門職等について

-) 加配職員の配置や職員体制について
-) 専門職等の指導・助言について
-) 人材育成や研修について

保育内容について

その他：発達障害のある子どもへの対応

(2) 今後の進め方について

「インクルージョンの理念に基づく保育システム」について

基本的な考え方

平成 22 年度に本審議会の特別支援教育ワーキンググループにおいて、特別支援教育、障害児保育のあり方について、現状と課題の整理を行った。

文部科学省においては、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会で論点整理がなされ、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の理念とそれに向かったの賛成の方向性が示された。

本市においても、文部科学省の動向を見据えながら、幼児期におけるインクルーシブ教育システムに関する進め方については、短期と中長期に整理し、段階的に実施していくことが望ましいと考える。

【文部科学省の論点整理概要より】

インクルーシブ教育システムにおいては、

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に望ましいと考えられる。

同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。

(文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会)

意見要約

- ・ 人員と人材が足りない。保育者に対して、いま何が必要なのかを適切に指示してもらえるような専門家が不足している。
- ・ 保育者の姿勢や生き方が問われている。さまざまな保育者によって、教育や保育の現場は成り立っており、研修とともにカリキュラムやマニュアル作りも必要ではないか。
- ・ 一般化するだけでなく、一つ一つのケースを積み上げていくような取り組みも、特別支援教育・保育の中では大切である。
- ・ 今後さらに行政と大学が連携し、大学のカリキュラムの中で、学生が障害のある子ども達と生活を共にするような場面を作ってほしい。

部会での整理

短期的、中・長期的な課題を整理しながら検討を行い、まず、短期的な課題について、教育や福祉、関係機関が連携し、できることから段階的に取り組んでいくことが必要である。

特別支援教育ワーキンググループのまとめ

1. 特別支援教育、障害児保育のあり方について(現状と課題)

1. 現状と課題

(1) 相談体制・施設の利用について

西宮市では、「にしのみや子育てガイド」を4か月児健診時等に配付し、相談窓口や幼稚園・保育所の施設一覧について広く情報提供をしています。特に子どもの発達に関しては、乳幼児健診(4か月、1歳6か月、3歳)などの母子保健事業を通じて、医師や保健師による相談や情報提供、専門機関へのつなぎ等を行っています。しかし、障害等のために特に支援を必要とする子ども(以下支援を必要とする子ども)の保護者が施設の利用や入所・入園の相談をする場合は、幼稚園、保育所、療育施設等において、それぞれの管轄が独自の基準で対応しているのが現状です。

【課題】

相談窓口の明確化、情報の共有や専門機関へのつなぎなど、関係機関の相互連携の強化が課題です。子どもや保護者が適切な支援を受けられるようなコーディネート機能など、乳幼児期からの総合的な相談・支援体制の確立のため、中核的な役割を果たす、例えば、発達支援センターといった機関が必要と思われます。

(2) 入園・入所決定など受入体制について

公立幼稚園では、園長が「西宮市心身障害児適正就学指導委員会」の答申のもと、入園を決定しています。私立幼稚園では、園の方針によって、園ごとに入園の判断をしています。保育所は、公私立とも市が随時受け入れ、特別面接を行い、入所保育所も含めて決定しています。

そのため、入園・入所の決定や対応、受入体制が施設によって異なり、保護者や子どもが希望する施設を利用できないことがあります。中でも、公立幼稚園は11月頃をめどに受け入れを終了するため、その後に希望されても受け入れができない実態があります。

【課題】

市全体で受け入れを保障するために、幼稚園や保育所の入園・入所、加配職員の配置等の仕組みや基準の整理を行う必要があります。また、入園・入所後の望ましい支援の在り方について、各関係機関による、より一層の連携が必要です。

なお、医療的ケアが必要な子どもの受け入れやその対応については、現在は、医師法上等からも教員や保育士が医療行為を行うことは原則禁じられているため、医療関係者の配置など、受入体制の整備に課題があります。

(3) 職員体制や加配職員の配置、専門職等について

加配職員の配置や職員体制について

施設により、加配される職員の職種や配置基準が異なります。私立幼稚園においては、県の認定基準に応じた補助金が交付されますが、その額も十分とは言えず、審査も厳しい状況です。また、加配職員が必要かどうかを決定する面接や申請において、保護者から承諾を得られない場合、受入体制が整わないことがあります。

専門職等の指導・助言について

障害など個々の特性に応じて指導していくためには、専門家による指導・支援が必要であり、現在、公立幼稚園では、西宮専門家チームや西宮養護学校の教育相談担当者が望ましい支援のあり方について、巡回及び来所による専門的な指導助言をしています。一方、保育所では、指導医師によるケース研究会や自主ケース研究会等による個別の指導・支援のあり方について指導助言を受けています。また、専門機関（療育施設）のスタッフが、幼稚園や保育所の要請により、支援方法等について助言や指導を行っていますが、システムとして確立されていません。

【課題】

現在は、各施設や機関がそれぞれで指導・助言体制を築いているため、体制の整備と充実が課題です。また、公立・私立、幼稚園・保育所に関係なく、幅広い専門家等による巡回指導や指導・助言を受ける機会の充実が求められています。

人材育成や研修について

幼稚園、保育所は、それぞれ、保育現場における実践交流（ケース研究）を含め、様々な研修を実施しています。

【課題】

引き続き、支援を必要とする子どもの保育に関する理念の周知、保育内容の充実に向けた研修を実施し、さらに、公立・私立、幼稚園・保育所が共通の理解や認識を深めていく必要があります。また、実践による保育方法とともに、言語化による保育の継承や専門家等による定期的な保育内容の評価・検証が求められています。

(4) 保育内容について

公立幼稚園においては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育に係る園内委員会を組織し、幼稚園教育要領に基づき、特別支援教育の理念を踏まえながら、個別の指導計画を立案し、園全体で幼児一人一人の教育的ニーズに応じた支援をしながら、集団保育を行っています。

私立幼稚園においては、まず一人ひとりのありのままを受け止めるところから始めています。教育の方向性については、各園、臨床心理士や特別支援教育における専門家より、定期的に指導を受けています。これらの対応について、各園、差異はありますが、個別のかかわりから、集団の中での個人の育ちについても丁寧に捉えていく教育を実践しています。

保育所においては保育所保育指針に基づき、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、支援を必要とする子どもが他の子どもとの生活を通じて共に成長できるよう、保育計画の中に位置付けています。また、職員の連携体制の中で個別の関わりが行えるように保育を行っています。

【課題】

支援を必要とする子どもが、集団の中で生活するという経験を得ることで、社会性や豊かな人間性が培われる一方、自立のための基盤を培う個別の保育の必要もあります。子ども一人一人が、よりよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うための保育内容や保育方法を検討していくことが必要です。

(5) その他：発達障害のある子どもへの対応

近年、発達障害のある子どもへの対応が大きな課題となっています。発達障害は、早期発見による適切な対応が有用とされており、保育現場における実態把握や保育指導、専門機関との連携が重要です。保育者が子どもの発達課題を的確に理解し、適切な保育を行えるよう、人員体制の充実とともに、専門家等による指導や支援、保育現場における研修等の充実が求められます。

また、保護者への支援も重要です。保護者が氾濫する情報に惑わされることのないよう、適切な情報提供など、不安や負担を軽減するような支援が必要です。そのためにも、乳幼児期からの総合的な相談・支援体制の確立など、その中核的役割を果たす機関が求められます。

2. 次年度に向けて

支援を必要とする子どもの就学前における教育・保育については、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通じて、全体的な発達を促すとともに、障害など個々の特性に応じた適切な配慮が必要とされています。

インクルージョンの理念が進んでいく中、幼稚園・保育所と療育施設との交流保育の実施、また、国においては、幼保一体化に向けた「こども園」の議論がなされており、今後、公立・私立、幼稚園や保育所に関係なく、支援を必要とする子どもの受入れの保障を視野に入れた検討が必要であり、当審議会での審議において、支援を必要とする子どもの成長過程に応じた適切な支援体制の整備を検討していかなければならないと考えます。

なお、協議を進めていく中で、児童虐待などにより、特別の支援を要する家庭への対応についての問題提起がありました。今後、様々な施策の方向性を検討する際には、特別の支援を要する家庭やその子どもたちのことも念頭におきながら、審議していく必要があると考えます。

また、次年度については、「インクルージョンの理念に基づく保育システム」の構築を目指して、「相談・支援体制の確立と施設の受入体制」や「施設への指導・助言体制の充実」、「専門機関や小学校等との連携・協同体制」、「保育内容や保育方法の検討」といった具体策の検討が必要と思われます。

- () 幼稚園では「特別支援教育」や「特に教育的配慮を要する幼児」、保育所では「障害児保育」や「障害のある子ども」と表現に違いがあります。現在、国の「障がい者制度改革推進会議」において、「障害」の表記のあり方に関する検討を行っていること、また、就学前の子どもは、年齢が低い未分化な状態にあること、さらに、幼稚園や保育所でこれまで培ってきた歴史やそれぞれの特性にも関係することから、本報告においては、「障害等のために特に支援を必要とする子ども」と表現しています。